

(あて先) 新潟市長

## 資格基準を満たす旨の誓約書

住所(所在地)

商号又は名称

代表者

職・氏名

印

「旧潟東東小学校活用事業」の資格審査に応募するにあたり、下記の資格基準をすべて満たすことを誓約します。

### 記

- ア) 貸借期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。
- イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- ウ) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は更生手続を行っている法人でないこと。
- オ) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- カ) 公租公課を滞納していないこと。
- キ) 本事業の事業者選定委員会の委員自らが主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- ケ) 新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第6条に規定する排除対象者でないこと。
- コ) 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領(廃止前の新潟市普通財産公募処分事務実施要領を含む)による契約を締結せず、または履行しなかった者で、資格審査への応募受付最終日(令和2年5月15日(金))現在において当該事実があった後2年を経過していない者でないこと。
- サ) 複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、資格審査への資格基準を満たさない団体等が含まれるグループは応募不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することは不可とします。

※グループとして応募する場合は、全ての構成企業について提出してください。

